

証券コード 3417
令和5年6月7日

株主各位

東京都文京区音羽二丁目1番4号
大木ヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 松井秀正

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <http://www.ohki-net.co.jp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主の皆様へ」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大木ヘルスケアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3417」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご参照ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 令和5年6月28日（水曜日）午前10時（受付 午前9時より）
2. 場 所 ホテル椿山荘東京 ホテル棟2階 「バンブルーム」

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第8期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以上

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、行動制限が緩和されたことにより、社会・経済活動に回復の兆しが見え始め、景気は緩やかな持ち直しの動きが続いています。その一方で、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー・原材料価格の高騰、急激な円安に伴う物価上昇など、消費環境は厳しい局面を迎えており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは「医薬品スタンディングの美と健康と快適な生活にウイングを持つ需要創造型の新しい中間流通業」として、生活者の多種多様な潜在需要の顕在化を目指し、医薬品・健康食品・化粧品・衛生医療用品から、日用雑貨に至るまで、生活者が満足して購入し、使って頂けるヘルスケアカテゴリーを積極的に提案し供給に努めてまいりました。

当社グループの属するヘルスケア業界におきましては、感染症予防対策としてのマスクや抗原検査キット、消毒液等は、前年度の反動により需要減となりました。反面、風邪薬や解熱鎮痛剤等の医薬品や健康食品・化粧品等の商材が前年を大きく上回りました。

しかしながら、インバウンド需要の激減、人口減少による需要の減退、大手ドラッグストアの業界再編による規模拡大、人件費・物流コストの上昇、電気代の急騰、販売競争の激化等、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、中長期的な将来展望を踏まえ、未来に向けてチャレンジし続ける企業文化を構築するとともに、健康寿命延伸産業の中核流通となるべく、企業価値向上に取組んでまいりました。

そのため、考え方を共有する小売店とパートナーシップを組み、医薬品・健康食品・化粧品・衛生医療用品、更には日用雑貨品に至るまで消費者が満足して購入し使って頂けるカテゴリー提案を積極的に行うとともに、店頭での販売力を強化する為の「インストアマーチャンダイジング」の展開など中長期的な企業価値向上や持続的な成長を目指し、市場シェアを拡大するべく事業を積極的に展開いたしました。

具体的には、「新しい売上を作る！新しいお客様を作る！」べく、新しいカテゴリーへの取組を強化するとともに、広範な商品調達力の拡充と非価格競争ができる商流力アップに努めてまいりました。

また、専売品の売上構成を高めるとともに、利益構造の改革を図り適正利益の確保に努めてまいりました。

さらに物流部門の生産性向上による経費抑制効果や効率改善に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め業務改革に取組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は304,445百万円（対前年同期比9.4%増）、経常利益は3,153百万円（対前年同期比99.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,182百万円（対前年同期比124.4%増）となりました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

項目	期別 第5期 (自平成31.4.1 至令和2.3.31)	第6期 (自令和2.4.1 至令和3.3.31)	第7期 (自令和3.4.1 至令和4.3.31)	第8期 (自令和4.4.1 至令和5.3.31)
売上高	百万円 277,260	百万円 270,927	百万円 278,162	百万円 304,445
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 2,366	百万円 2,750	百万円 972	百万円 2,182
1株当たり当期純利益	円 170.70	円 199.46	円 70.51	円 158.22
総資産	百万円 101,775	百万円 110,959	百万円 113,954	百万円 122,539
純資産	百万円 19,314	百万円 22,137	百万円 22,092	百万円 24,271

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 大 木	2,486百万円	100.0%	医薬品等卸売業
リブ・ラボラトリーズ株式会社	100	99.1	食品・医薬品・雑貨製造販売卸売業
株式会社エコ・ファクトリー	10	100.0	環境対応日用品製造・卸売業
大 木 製 薬 株 式 会 社	90	87.4	医薬品製造卸売業
エーアイピー大木株式会社	25	100.0	コンタクトレンズ及びその付属品 卸売・小売業
株 式 会 社 奈 良 ド ラ ッ グ	10	100.0	医薬品等小売業
日 野 薬 品 工 業 株 式 会 社	50	68.0	医薬品製造卸売業
株 式 会 社 ウ イ ル	5	100.0	医薬品等卸売業

(注) リブ・ラボラトリーズ株式会社以下については当社子会社である株式会社大木の議決権比率を表示しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

1. 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社大木

東京都文京区音羽二丁目1番4号

2. 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

8,531百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

9,238百万円

(4) 対処すべき課題

国内経済の次期の見通しにつきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の抑制と緩和が繰り返されてきましたが、感染症分類の5類化等対応が見直され、緩やかに平常化に向かうとともに、インバウンド消費の回復に期待が高まり、国内景気は社会・経済活動の正常化に向けた動きが一段と進むことが想定されます。

しかしながら、ウクライナ情勢等の地政学的リスクやそれに伴う原油価格や原材料価格の高騰および諸物価の上昇が継続すると予想され、消費者マインドの低

下や節約志向が懸念され、依然として先行き不透明な経営環境が続くものと想定しております。

ヘルスケア卸をとりまく環境は、競合他社とのシェア獲得競争や価格競争の激化に加え、大手ドラッグストアのM&Aや資本・業務提携での業界再編による規模拡大、センターフィー上昇や人件費の高騰、物流コストの上昇など、当社グループを取巻く経営環境は一層厳しい状況が続くものと予想しております。

次期におきましては、消費環境は依然として不透明な状況にある中で、当社グループとしては、ウィズコロナのもとで消費者ニーズ・生活様式の変化に対応した品ぞろえ、新規需要の開拓、潜在需要の顕在化等を店頭とともに実現し、一人当たりの消費支出の拡大を図ります。また、メーカー様との共労により一層の利益管理を徹底してまいります。さらに、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組を着実に実行することによる経営環境の変化に対応してまいります。

環境の変化に伴う消費者ニーズの変化を的確にとらえ、消費者満足の向上を通じて社会に貢献していくことを掲げ、これまでの経営努力や事業戦略を着実に進め安定的な成長を目指す一方、更なる飛躍に向けて戦略を講じ、一層の企業体质・サービス機能の強化および経営の効率化、収益性の改善に取組んでまいります。

今後も販売実績の向上と一層のローコスト経営を目指し、ヘルスケア流通業として名実共にナンバーワン卸を目指し、業績の向上に取り組んでゆく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社グループは、主として当社及び連結子会社8社で構成されております。また、各社の主な事業内容は、医薬品等の製造・販売業であり、単一のセグメントであります。各社は主として、株式会社大木及び株式会社大木の取引先を対象に事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所（令和5年3月31日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都文京区

② 重要な子会社

会社名	所在地
株式会社大木	東京都文京区
リブ・ラボラトリーズ株式会社	同上
株式会社エコ・ファクトリー	同上
大木製薬株式会社	東京都千代田区
エーアイピー大木株式会社	福岡県福岡市
株式会社奈良ドラッグ	大阪府大阪市
日野薬品工業株式会社	滋賀県蒲生郡
株式会社ウイル	東京都千代田区

(注) リブ・ラボラトリーズ株式会社以下については当社子会社である株式会社大木の子会社であります。

(7) 使用人の状況（令和5年3月31日現在）

使用人數	前連結会計年度末比増減
576(856)名	減1(減13)名

(注) 使用人人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（令和5年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,330
三井住友信託銀行株式会社	1,100
株式会社三井住友銀行	1,083
株式会社りそな銀行	986

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和5年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,072,100株 |
| ③ 株 主 数 | 1,997名 |
| ④ 大 株 主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ロ 一 ト 製 薬 株 式 会 社	1,759,400株	12.719%
東 邦 ホ ー ル デ イ ン グ ス 株 式 会 社	1,413,000	10.215
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	1,000,000	7.229
大 木 ヘ ル ス ケ ア ホ ー ル デ イ ン グ ス 取 引 先 持 株 会	605,100	4.374
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	567,108	4.100
第 一 三 共 ヘ ル ス ケ ア 株 式 会 社	510,206	3.688
ア リ ナ ミ ン 製 薬 株 式 会 社	500,000	3.615
株 式 会 社 ツ ム ラ	486,846	3.519
久 光 製 薬 株 式 会 社	412,950	2.985
松 井 秀 夫	354,422	2.562

(注) 持株比率は、自己株式239,042株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和5年3月31日現在）

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況		氏名
取締役会長		松井秀夫
取締役社長（代表取締役）		松井秀正
専務取締役（代表取締役）		宇部由信
取締役		植木雅昭
取締役		荒山周久
取締役		宮本正博
取締役		川上眞吾
監査役（常勤）		長洋
監査役		田中安
監査役		駒崎一郎

- (注) 1. 取締役川上眞吾氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役田中 安氏及び駒崎一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
 ・取締役松井秀夫氏は、エーアイピー大木株式会社の代表取締役、株式会社大木、大木製薬株式会社、日野薬品工業株式会社の取締役を兼務しております。
 ・取締役松井秀正氏は、株式会社大木、大木製薬株式会社、リブ・ラボラトリーズ株式会社、株式会社エコ・ファクトリー、株式会社奈良ドラッグ、日野薬品工業株式会社の代表取締役、エーアイピー大木株式会社の取締役を兼務しております。
 ・取締役宇部由信氏は、株式会社大木の代表取締役、リブ・ラボラトリーズ株式会社、株式会社エコ・ファクトリー、大木製薬株式会社、エーアイピー大木株式会社の取締役を兼務しております。
 ・取締役植木雅昭氏は、株式会社大木、リブ・ラボラトリーズ株式会社、エーアイピー大木の取締役を兼務しております。
 ・取締役荒山周久氏は、株式会社大木の取締役を兼務しております。
 ・取締役宮本正博氏は、株式会社大木の取締役を兼務しております。
 ・監査役長 洋氏は、株式会社大木、リブ・ラボラトリーズ株式会社、大木製薬株式会社、株式会社奈良ドラッグ、エーアイピー大木株式会社、日野薬品工業株式会社の監査役を兼務しております。
 4. 株式会社大木は当社の完全子会社であります。
 5. 監査役田中 安氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
 6. 監査役長 洋氏は、長年にわたり株式会社大木の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和4年8月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる改訂方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会がこれを決定する。

役員の報酬は、会社の業績、職位別職務内容、当該役員の貢献度、従業員給与の最高額、役員報酬の世間相場などを総合考慮し、取締役会より委任された取締役にて決定する。

b. 報酬等の割合に関する決定方針

固定額の金銭報酬100%とする。

c. 報酬等の支給・付与の時期や条件に関する方針

役員の報酬は、株主総会後の取締役会にて7月から翌年6月までの報酬額が月額で決定され、毎月25日(休日の場合はその前日)に本人の指定する銀行口座に振り込むことで支給する。

また、役員の報酬を支給するに際しては、次のものを控除する。

①所得税 ②住民税 ③社会保険料 ④その他前払金、貸付金、立替金等

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

i 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

取締役会長 松井秀夫及び代表取締役社長 松井秀正

ii 上記 i の者に委任する権限の内容

取締役の個人別報酬額の決定

四、当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額等 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	役員退職慰労引当金 繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	143 (0)	133 (-)	10 (0)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9 (2)	8 (2)	1 (0)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	153 (3)	141 (2)	11 (0)	10 (3)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役1名）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）であります。

3. 取締役会は、取締役会長 松井秀夫及び代表取締役社長 松井秀正に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには両取締役が適している、と判断したためであります。

③ 社外取締役に関する事項

	取締役会（26回開催）	
	出席回数	出席率
取締役 川上真吾	23回	88%

(注) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 川上真吾氏は、第8期開催の取締役会26回の内23回出席し、議案審議において、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

④ 社外監査役に関する事項

	取締役会（26回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田中 安	26回	100%	12回	100%
監査役 駒崎一郎	25	96	12	100

(注) 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 田中 安氏は、第8期開催の取締役会26回の内26回出席し、また監査役会12回の内12回出席し、議案審議及び社長との懇談等に必要な発言を適宜行っております。

監査役 駒崎一郎氏は、第8期開催の取締役会26回の内25回出席し、また監査役会12回の内12回出席し、議案審議及び社長との懇談等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、合計額を記載しております。
3. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、太陽有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ各社の取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

当社グループ各社の取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

当社グループ各社の監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、内部統制システムが有効に機能しているかを確認する。また、それぞれの会社の取締役の職務執行の法令・定款への適合性及び適正性について監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報等については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適正に記録し、定められた期間中、適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、グループ全体のリスクを統括的に管理するために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、発生したリスクへの対処方法及び是正手段等を定める。

業務を執行する当社の各部門及び当社子会社は、定期的にリスク管理の状況を内部統制委員会に報告する。内部統制委員会は、リスク管理の状況が適切かどうかを検討し、取締役会に報告する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規則に定めるとともに、月1回の定時取締役会及び隨時開催される臨時取締役会において、経営に関する意思決定並びに取締役の業務執行状況の管理及び監督を行う。

当社グループ各社の取締役は、IT環境の整備を強化し、職務執行における迅速性及び効率性を推進する。

- ⑤ 当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスに則った企業活動を実践することが経営の重要な課題であると認識しており、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、企業倫理などの基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図る。

当社グループは、グループのコンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な業務の推進を確保するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の課題の検討及び対応を行う。

当社グループは、当社及び当社子会社における法令遵守の観点から、コンプライアンスに反する行為を早期に発見し、是正するための手段として社内通報連絡窓口を設置する。

当社グループの業務執行部門から独立した内部監査部門である業務監査班が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の業務の適正を確保し、グループ経営の効率性の向上を図るために、子会社管理の基本方針及び当社に対する報告事項等を関係会社管理規程に定める。

当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、経営計画、損益及び業務執行状況の報告を当社に定期的に行う。当社の関係会社管理の統括部門は、当該報告等により子会社の業務の適正性及び効率性を確認するとともに、必要に応じてモニタリングを行う。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が当該使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、期間を限定して、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

- ⑧ 前項の使用者の当社の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項
指名された使用者への指揮権は、当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性を確保するために、その監査補助の期間中は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑨ 当社の取締役及び使用者並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の監査役は、取締役会以外にも当社グループの経営会議等の重要な会議へ出席し、重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について、隨時、報告を求めることができる。
当社の監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、隨時、当社及び当社子会社の取締役及び使用者に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
当社及び当社子会社の取締役及び使用者は、法定の報告事項のみでなく、取締役又は使用者の不正行為又は法令・定款違反行為、当社及び当社子会社に重要な影響又は損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合、遅滞なく当社の監査役に報告する。
- ⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項の監査役への報告をした当社及び当社子会社の取締役及び使用者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を、当社及び当社子会社の取締役及び使用者に周知徹底する。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。
当社の監査役会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行って連携を図り、必要に応じて調査及び報告を求めるなど、より効率的かつ効果的な監査を行う体制を構築する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等の定めに従って、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

(14) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、「行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、統括管理本部を反社会的勢力への対応統括部署として反社会的勢力排除のための体制を整備する。

当社グループは、反社会的勢力からの不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 当社取締役会を28回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 当社の監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ③ 当社グループの取締役及び業務監査班を中心に内部統制委員会を4回開催し、各事業部毎に事業活動に重要な影響を及ぼす外部環境の変化の有無、債権債務管理に問題の発生する取引先の有無、会社全体における訴訟・紛争発生の実績、見込みの有無等について報告及び審議いたしました。
- ④ 当社グループの取締役・業務本部・薬事室・及び業務監査班からなるコンプライアンス委員会を12回開催し、業法（医薬品医療機器等法）に伴う作業の適正性についての報告及び審議をいたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして位置付け安定配当を継続することを基本とし、業績並びに今後の事業展開等を勘案して、配当を行う方針としております。

それに基づき、当期の期末配当金につきましては、当社定款の規定に基づき、令和5年5月12日開催の当社取締役会において、令和5年3月31日を基準日として、株主の皆様のご支援に報いるため増配とし、1株につき22円の配当とすることに決定いたしました。

なお、当社は平成27年10月1日の設立時より取締役会決議で剰余金の配当等を決定することができる旨の定款を定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	104,717	流 動 負 債	94,367
現 金 及 び 預 金	3,240	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	56,944
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	66,394	電 子 記 録 債 務	21,181
棚 卸 資 產	23,755	短 期 借 入 金	6,617
未 収 入 金	7,305	未 払 法 人 税 等	664
そ の 他	4,036	賞 与 引 当 金	295
貸 倒 引 当 金	△14	そ の 他	8,665
固 定 資 產	17,822	固 定 負 債	3,899
有 形 固 定 資 產	5,716	長 期 借 入 金	1,845
建 物 及 び 構 築 物	1,785	繰 延 稅 金 負 債	736
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	230	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	233
土 地	3,404	退 職 給 付 に 係 る 負 債	907
そ の 他	295	そ の 他	177
無 形 固 定 資 產	169	負 債 合 計	98,267
投 資 そ の 他 の 資 產	11,936	純 資 產 の 部	
投 資 有 価 証 券	7,503	株 主 資 本	20,303
関 係 会 社 株 式	154	資 本 金	2,486
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	155	資 本 剰 余 金	1,432
そ の 他	4,145	利 益 剰 余 金	16,640
貸 倒 引 当 金	△22	自 己 株 式	△255
資 產 合 計	122,539	その他の包括利益累計額	3,821
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,866
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△44
		非 支 配 株 主 持 分	146
		純 資 產 合 計	24,271
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	122,539

連結損益計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		304,445
売 上 原 価		288,563
売 上 総 利 益		15,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,822
営 業 利 益		2,059
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	184	
仕 入 割 引	271	
情 報 手 数 料	414	
そ の 他	291	1,161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	33	67
経 常 利 益		3,153
特 別 利 益		
投 資 有 債 証 券 売 却 益	24	
そ の 他	4	28
特 別 損 失		
そ の 他	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,182
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,016
法 人 税 等 還 付 税 額		△11
法 人 税 等 調 整 額		△6
当 期 純 利 益		2,183
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,182

連結株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 液 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,486	1,432	14,747	△255	18,411
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益			2,182		2,182
連結子会社株式の取得による持 分 の 増 減		△0			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	1,892	—	1,892
当 期 末 残 高	2,486	1,432	16,640	△255	20,303

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,621	△85	3,536	145	22,092
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△289
親会社株主に帰属する当期純利益					2,182
連結子会社株式の取得による持 分 の 増 減					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	245	40	285	0	286
当 期 変 動 額 合 計	245	40	285	0	2,178
当 期 末 残 高	3,866	△44	3,821	146	24,271

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

8 社
㈱大木
リブ・ラボラトリーズ㈱
㈱エコ・ファクトリー
エーアイビ一大木㈱
大木製薬㈱
㈱ウイル
㈱奈良ドラッグ
日野薬品工業㈱

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

上海大木美健貿易有限公司

大木オーパーシーズ㈱

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
大木化粧品㈱
㈱アルファー

上海大木美健貿易有限公司

大木オーパーシーズ㈱

- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等主として移動平均法による原価法を採用しております。

・棚卸資産主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産車両については定率法、その他の有形固定資産については主として定額法を採用しております。

　取得原価が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

　建物及び構築物 3～50年

　機械装置及び運搬具 2～17年

・無形固定資産自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。（リース資産を除く）

・リース資産

　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

・役員退職慰労引当金役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・退職給付に係る負債の計上基準

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品等の製造・販売を主な事業内容としております。これら製商品の販売については、顧客への製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額等に基づくりべートや値引等を控除した金額で算定しており、また、顧客に返金すると見込んでいる対価を合理的に見積り、返金負債として認識しております。

なお、当社グループが代理人として製商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

II 会計方針の変更

・時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産 23,755百万円

IV 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を当社は10年から9年に変更しました。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ10百万円減少しております。

V 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,259百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
有形固定資産	3,969百万円
投資有価証券	894百万円
計	4,863百万円
② 担保に係る債務	
短期借入金	2,607百万円
長期借入金	860百万円
仕入債務	2,707百万円
計	6,174百万円

(3) 顧客との契約から生じた債権の内訳は次のとおりです。

受取手形 1,441百万円 売掛金 64,953百万円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,072,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年5月13日 取締役会	普通株式	290	21	令和4年3月31日	令和4年6月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
令和5年5月12日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決定しております。

・配当金の総額 304百万円
・1株当たり配当額 22円
・基準日 令和5年3月31日
・効力発生日 令和5年6月8日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の手続に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式のみであり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,196	7,196	—
(2) 長期借入金	(1,845)	(1,833)	△12

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額306百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時 價			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	7,196	—	—	7,196

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時 價			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	(1,833)	—	(1,833)

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

財又はサービスの種類	顧客との契約から生じる収益
医薬品	114,685
健康食品	70,115
衛生医療・介護・オーラル用品	34,652
ベビー用品	13,181
日用品・軽衣料	16,141
菓子・食品	9,392
化粧品	38,241
その他分類	8,035
合計	304,445

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,749円29銭
(2) 1株当たり当期純利益 158円22銭

X 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	582	流 動 負 債	17
現 金 及 び 預 金	340	未 払 法 人 税 等	5
未 収 入 金	237	未 払 消 費 税 等	4
そ の 他	4	未 払 金	6
		そ の 他	0
		固 定 負 債	85
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85
		負 債 合 計	103
		純 資 產 の 部	
固 定 資 產	8,655	株 主 資 本	9,134
投 資 そ の 他 の 資 產	8,655	資 本 金	2,486
投 資 有 價 証 券	19	資 本 剰 余 金	6,044
関 係 会 社 株 式	8,621	資 本 準 備 金	1,475
そ の 他	14	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,569
		利 益 剰 余 金	839
		そ の 他 利 益 剰 余 金	839
		繰 越 利 益 剰 余 金	839
		自 己 株 式	△235
		純 資 產 合 計	9,134
資 產 合 計	9,238	負 債 ・ 純 資 產 合 計	9,238

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
當 業 収 益		643
當 業 費 用		231
當 業 利 益		412
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
雜 収 入	6	6
經 常 利 益		418
税 引 前 当 期 純 利 益		418
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15	
法 人 税 等 調 整 額	0	15
当 期 純 利 益		402

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	その他の資本剰余金
当 期 首 残 高	2,486	1,475	4,569
当 期 変 動 額			
剩 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,486	1,475	4,569

	株 主 資 本			純 資 産 合 計	
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		利 益 剰 余 金			
		その他の利益剰余金			
当 期 首 残 高	727	△235	9,022	9,022	
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	△290		△290	△290	
当 期 純 利 益	402		402	402	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)				—	
当 期 変 動 額 合 計	112	—	112	112	
当 期 末 残 高	839	△235	9,134	9,134	

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① その他有価証券
市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |

(2) 引当金の計上基準

- ① 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

純粹持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

II 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 170百万円 |
|----------|--------|

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|-------------|--------|
| ① 営業収益 | 643百万円 |
| ② その他の営業取引高 | 35百万円 |

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 239,042株 |
|------|----------|

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、未払金の否認等であります。

VII 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株 大木	所有直接100%	経営管理役員の兼務、業務の委託等	経営管理料の受取	264	—	170
				業務の委託	25	—	—
				配当金の受取	379	—	—

(注) 1 上記(1)の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記(1)の経営管理料及び業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

660円36銭

29円12銭

IX 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月23日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大木ヘルスケアホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大木ヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月23日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大木ヘルスケアホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月24日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 長 洋 印
社外監査役 田 中 安 印
社外監査役 駒 崎 一 郎 印

(注) 監査役 田中 安及び駒崎一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

現任取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつ い ひでお 松井秀夫 (昭和17年6月28日生)	昭和47年8月 株式会社大木入社 昭和53年12月 同社取締役 昭和56年12月 同社常務取締役 昭和59年11月 同社代表取締役常務取締役 昭和60年12月 同社代表取締役専務取締役 昭和63年12月 同社代表取締役副社長 平成8年12月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長執行役員 平成22年6月 同社代表取締役会長兼社長執行役員 平成27年10月 当社代表取締役会長兼社長 平成30年6月 株式会社大木代表取締役会長執行役員 令和4年6月 当社取締役会長（現任） 株式会社大木取締役会長執行役員（現任）	354,422株
<取締役候補者とした理由>			
同氏は、当社の事業・業務及びヘルスケア業界に精通しており、取締役会長として持続的な業績向上を牽引し、企業価値向上に寄与していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と致しました。			
2	まつ い ひでまさ 松井秀正 (昭和49年6月10日生)	平成11年4月 株式会社大木入社 平成15年4月 同社システム部副部長 平成17年4月 同社東京支店長 平成18年6月 同社取締役執行役員 平成18年7月 同社大阪支社長 平成19年7月 同社社長室長兼経営企画室長 平成21年6月 同社専務取締役執行役員 平成22年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成22年7月 同社業務本部本部長 平成22年11月 同社社長室長兼業務本部本部長 平成23年6月 大木製薬株式会社代表取締役社長 平成27年5月 同社取締役 平成27年6月 株式会社大木経営企画室長 平成27年10月 当社代表取締役副社長 平成30年6月 株式会社大木代表取締役社長執行役員（現任） 当社代表取締役社長（現任）	55,114株
<取締役候補者とした理由>			
同氏は、当社の事業・業務及びヘルスケア業界に精通しており、代表取締役社長として持続的な業績向上を牽引し、企業価値向上に寄与していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	う　べ　よし　のぶ 宇　部　由　信 (昭和38年10月16日生)	昭和57年4月 株式会社大木入社 平成8年3月 同社東京支店中央第一営業所販売課長 平成8年12月 同社多摩支店長 平成11年4月 同社営業企画本部部長 平成12年6月 同社取締役 同社営業企画本部本部長（現任） 平成16年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成27年10月 当社代表取締役専務（現任） 平成30年6月 株式会社大木代表取締役副社長執行役員（現任）	18,000株
<取締役候補者とした理由>			
同氏は、営業部門を始めとする営業企画本部全般における豊富な業務経験と見識を活かし、当社の営業企画業務を執行していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と致しました。			
4	うえ　き　まさ　あき 植　木　雅　昭 (昭和33年8月21日生)	昭和58年4月 株式会社大木入社 平成7年10月 同社業態開発部次長 平成10年10月 同社業態開発部長 平成12年6月 同社執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成17年10月 同社営業本部副本部長 平成18年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役執行役員 平成22年6月 同社取締役専務執行役員 平成22年7月 同社営業本部営業統括部長 平成24年7月 同社営業本部本部長 平成27年10月 当社常務取締役 平成30年6月 株式会社大木取締役専務執行役員（現任） 令和2年4月 同社営業本部営業管掌（現任） 令和2年6月 当社専務取締役 令和4年6月 当社取締役（現任）	9,500株
<取締役候補者とした理由>			
同氏は、主に営業部門における豊富な業務経験と見識を活かし、当社の営業本部業務を執行していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	あら やま かね ひさ 荒 山 周 久 (昭和46年11月18日生)	平成4年4月 株式会社大木入社 平成13年5月 同社大阪支社営業部第四チームマネージャー 平成18年7月 同社大阪支店営業部長 平成20年7月 同社名古屋支店副支店長 平成21年2月 同社名古屋支店長 平成21年7月 同社名古屋支社長 平成24年6月 同社取締役執行役員 平成24年7月 同社営業本部副本部長兼任名古屋支社長兼快適生活用品事業部長 平成27年10月 当社取締役（現任） 平成30年4月 株式会社大木取締役執行役員営業本部副本部長兼任名古屋支社長 令和2年4月 同社取締役執行役員営業本部本部長（現任） 令和2年6月 同社取締役常務執行役員（現任）	1,300株
<取締役候補者とした理由>			
同氏は、主に営業部門における豊富な業務経験と見識を活かし、当社の営業本部業務を執行していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者と致しました。			
6	かわ かみ しん ご 川 上 真 吾 (昭和29年10月16日生)	平成6年4月 株式会社サン・ダイコー営業企画課長 平成13年4月 同社フード事業部営業部長 平成15年4月 同社管理本部副本部長 平成17年4月 株式会社リードヘルスケア取締役管理本部長 平成18年4月 同社常務取締役営業本部長 平成19年6月 同社代表取締役専務 平成20年4月 同社代表取締役社長 平成21年6月 株式会社大木社外取締役 平成21年6月 株式会社フォレストホールディングス取締役（現任） 平成25年4月 株式会社サン・ダイコー代表取締役社長 平成27年10月 当社社外取締役（現任） 令和4年4月 株式会社サン・ダイコー顧問（現任）	0株
<社外取締役候補者とした理由及び期待する役割>			
同氏は、OTC医薬品企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の社外取締役として客観的な立場から有用な意見を頂いており、今後も取締役会にて適宜的確な提言をして頂けるものと期待されることから、社外取締役候補者と致しました。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 川上真吾氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任してからの期間は7年9ヶ月であります。
 3. 川上真吾氏は、当社子会社の株式会社大木の社外取締役であったことがあります。
 4. 取締役候補者の重要な兼職の状況は、事業報告の2. 会社の現況(2) 会社役員の状況①取締役及び監査役の状況の（注）3. に記載のとおりであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

現任監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	みや もと まさ ひろ 宮 本 正 博 (昭和29年7月21日生)	昭和52年4月 成和産業株式会社（現）ティーエスアルフレッサ株式会社入社 平成11年10月 株式会社健翔経理部長 平成23年3月 株式会社健翔大木総務部長 平成23年12月 株式会社大木経理部長 平成28年6月 同社取締役執行役員業務本部長兼経理部長兼社長室長 平成29年6月 当社取締役（現任） 令和2年6月 株式会社大木取締役執行役員業務本部長兼経理部長（現任）	1,500株
<監査役候補者とした理由>			
宮本正博氏につきましては、人事、総務、経理業務を始めとする管理部門における豊富な業務経験と見識を持つ観点からの監査を期待するものであります。			
2	た なか やすし 田 中 安 (昭和17年7月30日生)	昭和41年4月 江商株式会社入社 昭和42年4月 兼松江商株式会社入社 平成7年4月 兼松東京本社物資本部本部長代行兼パルプ部部長 平成9年9月 兼松カネカ株式会社入社、専務取締役 平成12年4月 株式会社くろがねや入社、取締役商品開発部長 平成25年12月 株式会社くろがねや退社 平成26年1月 ジャパンペットコミュニケーションズ株式会社顧問 平成28年8月 当社社外監査役（現任）	0株
<監査役候補者とした理由>			
田中 安氏につきましては、豊富な経験により培われた観点からの監査を期待するものであります。			

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	こま ざき いち ろう 駒 崎 一 郎 (昭和17年8月5日生)	昭和58年6月 ファルマシア株式会社入社マーケティング部長 昭和62年12月 テクニコン株式会社入社、営業・マーケティング部長 平成5年11月 ラジオメータートレーディング株式会社入社、営業・マーケティング担当、副社長 平成10年4月 エムシーメディカル株式会社入社、営業担当役員 平成20年4月 埼玉医科大学保健医療学部非常勤講師（現任） 平成25年9月 AQスキンソリューションズジャパン株式会社設立、代表取締役会長（現任） 令和2年6月 当社社外監査役（現任）		0株
<監査役候補者とした理由> 駒崎一郎氏につきましては、経営者・講師等多彩な職歴としての見地からの監査を期待するものであります。				

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 監査役候補者の重要な兼職の状況は、事業報告の2. 会社の現況(2) 会社役員の状況①取締役及び監査役の状況の（注）3. に記載のとおりであります
 3. 田中 安、駒崎一郎の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役の候補者であります。
 4. 監査役に就任してからの年数は、田中 安氏が6年11ヶ月、駒崎一郎氏が3年であります。
 5. 当社は、社外監査役候補者の田中 安氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程の「遵守すべき事項」に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定められる員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いしづかよしゆき 石塚 善幸 (昭和18年1月14日生)	昭和42年4月 川崎重工業株式会社入社 昭和47年6月 太平貿易株式会社入社、商事課課長 昭和51年1月 創工物産株式会社設立 代表取締役社長 平成20年10月 創工物産株式会社解散 <補欠社外監査役候補者とした理由> 同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督頂けるものと判断したことから補欠社外監査役候補者と致しました。	0株

(注) 1. 上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 石塚善幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます宮本正博氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略	歴
みや もと まさ ひろ 宮 本 正 博	平成29年6月	当社取締役就任（現任）

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます長 洋氏に対し、その在任中の勞に報いるため退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略	歴
ちょう 長 洋	ひろし	平成28年6月 当社常勤監査役就任（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区関口二丁目10番8号

ホテル椿山荘東京 ホテル棟2階 「パンブルーム」

電話：03-3943-1111



交通

東京メトロ 有楽町線「江戸川橋」駅下車 1a 出口 徒歩10分

J R・バス J R 山手線「目白」駅前の横断歩道を渡り、左手のバス停「目白駅前」より都バス新宿駅西口行き、又は右手の「川村学園前」より椿山荘行き・新宿駅西口行きにて「ホテル椿山荘東京前」下車。（所要時間10分）

* 正面入口から入り左手ホテル棟玄関へお進みください。